

商標法に関するシガボール条約を以て公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

## 条約第五回

商標法に関するシガボール条約

interested parties. For the purposes of this paragraph, interested party means any State which is party to the Treaty, or is eligible to become party to the Treaty under Article 20(1), whose official language, or one of whose official languages, is involved, and the European Patent Organisation, the Eurasian Patent Organization and the African Regional Industrial Property Organization and any other intergovernmental organization that is party to the Treaty, or may become party to the Treaty, if one of its official languages is involved.

(3) [Authentic Texts to Prevail] In case of differences of opinion on interpretation between authentic and official texts, the authentic texts shall prevail.

### Article 26

#### Signature of the Treaty

The Treaty shall remain open for signature by any State that is eligible for becoming party to the Treaty under Article 20(1) and by the European Patent Organisation, the Eurasian Patent Organisation and the African Regional Industrial Property Organization at the headquarters of the Organization for one year after its adoption.

### Article 27

#### Depository: Registration

(1) [Depository] The Director General is the depositary of this Treaty.

(2) [Registration] The Director General shall register this Treaty with the Secretariat of the United Nations.

第一条 略称  
寄託者

の条約の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、  
の条約は、締約国による標章の登録を委任された機関を指す。

(i) 「官庁」とは、締約国により標章の登録を<sup>登録</sup>する機関をいう。

(ii) 「出願」とは、登録の出願をいう。

(iii) 「書類」とは、願書又は申請書、宣言書、通信文その他の出願若しくは登録に関する情報であつて、官庁に提出されるものをいう。

第三十一条 本条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手続

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事務局

第三十五条 改正又は修正

第三十六条 締約国となるための手續

第三十七条 千九百九十四年の商標法条約及びの条約の適用

第三十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第三十九条 留保

第三十条 の条約の廃棄

第三十一一条 の条約の言語及び署名

第三十二条 略称

第三十三条 略称

第三十四条 国際事